

本学学生の新型コロナウイルスへの感染が疑われるとき

※本学の学生は、以下の①～③に1つでも該当する場合、登学せずに至急、学生課・保健看護学部事務室へ電話連絡するとともに、以下のフローチャートに従い対応してください。

- ①体調不良者（発熱・呼吸器症状・風邪症状がある場合（アレルギー症状を除く））
- ②濃厚接触者に該当した場合
- ③家族等が抗原検査又はPCR検査を受ける場合

【本人】

- 1) 学生課・保健看護学部事務室に電話連絡し、自宅待機、登学はしない
- 2) 健康観察の徹底
- 3) 健康状態に十分留意し、不調があれば医療機関を受診または保健所へ相談し、学生課・保健看護学部事務室へ連絡

【学生課・保健看護学部事務室】

- 1) 登学せずに自宅待機し、健康観察を徹底するよう指示。
 - ※ 健康状態については健康日記アプリで報告するとともに、体調に異変がある場合は学生課・保健看護学部事務室に報告するよう説明
 - ※ 健康日記アプリのデータは時間厳守（朝8時まで）の上、送信を徹底するよう指導
- 2) 体調不良の場合は、症状の発生日及び受診状況の確認
- 3) 現在の本人の体調確認
- 4) 2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）からの学内への立入状況や学生、教職員との接触状況を確認
- 5) 2)～4)の情報をまとめ、当日中に健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

【健康管理センター・学生課・保健看護学部事務室】

- 1) 接触者リストを作成
- 2) 陽性だった場合の消毒範囲の検討

家族等のPCR検査結果が判明

- 【本人】 1) 家族等のPCR検査結果が判明した時点で学生課・保健看護学部事務室に報告
- 【学生課・保健看護学部事務室】 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

家族等のPCR検査結果陽性の場合

- 【学生課・保健看護学部事務室】
- 1) 濃厚接触者に該当するか判明するまで登学せず自宅待機し、健康状態を毎日報告するよう指示

家族等のPCR検査結果陰性の場合

- 【学生課・保健看護学部事務室】
- 1) 自宅待機期間は終了とし、健康状態に十分留意した上で、登学を許可

濃厚接触者に該当するか判明

- 【本人】 1) 濃厚接触者が判明した時点で学生課・保健看護学部事務室に報告
- 【学生課・保健看護学部事務室】 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

濃厚接触者に該当した場合

- 【学生課・保健看護学部事務室】
- 1) PCR検査結果が判明するまで登学せず自宅待機し、健康状態を毎日報告するよう指示

濃厚接触者に該当しなかった場合

- 【学生課・保健看護学部事務室】
- 1) 自宅待機期間は終了とし、健康状態に十分留意した上で、登学を許可

PCR検査が必要と判断された場合

- 【学生課・保健看護学部事務室】
- 1) 該当者およびその接触者に自宅待機するよう指示
- 【健康管理センター】
- 1) 施設管理課、総務課に陽性となった場合に備え、消毒や動員の準備を始めるよう連絡。

PCR検査を受検

- 【本人】
- 1) 検査結果判明時点で学生課・保健看護学部事務室に報告
- 【学生課・保健看護学部事務室】
- 2) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

PCR検査陽性（※別紙の対応に続く）

- 【本人】
 - 1) 学生課・保健看護学部事務室に検査結果及び保健所からの指示を報告
 - 【学生課・保健看護学部事務室】
 - 1) 健康管理センターに検査結果及び保健所からの指示を報告
- ※本人の復学時期については、主治医の意見を基に健康管理センターと協議のうえで決定。ただし、附属病院で実習中の学生は、感染制御部とも協議のうえで決定。
- (参考) 復学の目安は、次のア) およびイ) の条件を満たすこと
- ア) 発症後少なくとも14日間が経過している
 - イ) 薬剤を使用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日間が経過している
- ※附属病院で実習中の学生については、上記ア) およびイ) の条件をみたした後、PCR検査を行い、24時間以上あけて2回連続で陰性を確認する。

PCR検査陰性

- (①体調不良者の場合)
- 快復後、登学を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日間（解熱日を含む）は登学を禁止する。

PCR検査陰性

- (②、③濃厚接触者の場合)
- 感染者との最終接触日を0日として14日間登学せずに自宅待機
- 【本人】
- 1) 自宅待機期間中の健康観察データの送信
- 【健康管理センター】
- 1) 健康観察データの確認
- 2) データの不備がある場合、データが届いていない場合は学生課・保健看護学部事務室に連絡

一般内科を受診
又は、保健所に相談

- 【本人】
- 1) 受診又は相談結果を学生課・保健看護学部事務室に報告
- 【学生課・保健看護学部事務室】
- 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

PCR検査不要と判断された場合

- 快復後、登学を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日間（解熱日を含む）は登学を禁止する。

本学の学生がPCR検査陽性の場合の対応

附属病院で実習中の学生で発生した場合

【感染制御部】

- ・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応マニュアルに基づき対応を講ずる

【学生課及び保健看護学部事務局】

- ・臨床・臨地実習中の本学学生への連絡

【健康管理センター】

- ・学生の健康観察

大学(附属病院で実習していない)に登学中の学生で発生した場合

【関連部署】 ※詳細別紙

下記の対応を講ずる。

- ・濃厚接触者等の特定
- ・消毒作業
- ・健康観察
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・学生への連絡
- ・和歌山県公立大学法人室への連絡
- ・立ち入り業者への立ち入り制限の連絡
- ・報道機関への対応
- ・PCR検査への対応
(保健所から応援要請があった場合)

遠隔授業中、長期休暇中等の学生で発生した場合

【関連部署】 ※詳細別紙

下記の対応を講ずる。

- ・健康観察
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・学生への連絡
- ・和歌山県公立大学法人室への連絡
- ・報道機関への対応

業務の縮小、実習・授業の中止または縮小、学生の学内立ち入り禁止

- ※ 学生の学内への立ち入り制限の解除については、最終感染者確認後14日経過し、新型コロナウイルス感染症の患者、及び疑わしい症例がないことを確認したのちに対策本部会議で決定する。
- ※ ただし、14日経過を待たずに、面接授業の再開する場合は、和歌山県、和歌山市保健所と協議のもと、対策本部会議で検討する。
- ※ 大学院生・助産学専攻科生の研究指導については各指導教員の判断によるものとする。ただし、濃厚接触者に該当する大学院生・助産学専攻科生の学内への立ち入りは禁止する。
- ※ 臨床・臨地実習中の学生については、判明後直ちに臨床・臨地実習を中断し、再開については臨時休業の解除と同じく、最終感染者確認後14日経過し、新型コロナウイルス感染症の患者および疑わしい症例がないことを確認したのちに対策本部会議で決定する。

学生の学内への立ち入り制限については、学内外の感染状況を踏まえ、対策本部会議で決定する。なお、対策本部会議で立ち入り制限について決定するまでの間、学生の面接授業及び実習については中止とする。